

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市条例第11号

秋田市老人いこいの家条例の廃止等に関する条例

(秋田市老人いこいの家条例の廃止)

第 1 条 秋田市老人いこいの家条例（昭和47年秋田市条例第17号）は、廃止する。

(秋田市老人いこいの家条例の一部改正)

第 2 条 秋田市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

第 1 条の表秋田市八橋老人いこいの家の項および秋田市大森山老人と子ども家の項を削る。

第 3 条中「次の各号に掲げる」を削り、「当該各号に定める」を「市内に居住する60歳以上の」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。